



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年10月4日火曜日 第1699号

◇ 目 次 ◇

指定居宅支援事業の廃止.....	1009
地方卸売市場の開設の許可.....	1009
卸売業務の許可.....	1009
地方卸売市場の廃止の許可.....	1010
卸売業務の廃止の届出.....	1010
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	1010
公共測量の終了の通知.....	1011
道路の区域変更（一般国道494号）.....	1011
道路の区域変更（県道美川内線）.....	1012

道路の区域変更（一般国道494号）.....	1012
道路の供用開始（ " ）.....	1012
道路の区域変更（一般国道494号）.....	1012
開発行為に関する工事の完了.....	1013
都市計画事業の認可.....	1013
道路の位置の指定.....	1013

公 告

技能検定の合格者.....	1013
---------------	------

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	1022
-----------------------------	------

告 示

○愛媛県告示第1803号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり指定居宅支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成17年10月4日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	廃止に係る指定居宅支援事業所		届 出 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100126115	有限会社ケアステーション悠友	宇和島市丸之内四丁目3番13号	廣瀬 由美子	身体障害者居宅介護	ケアステーション悠友	宇和島市丸之内四丁目3番13号	平成17年8月9日

○愛媛県告示第1804号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第55条の規定により、次のとおり地方卸売市場の開設を許可した。

平成17年10月4日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	開設者の氏名又は名称	地方卸売市場		取扱品目の部類
			所 在 地	名 称	
青果第30号	平成17年10月1日	伊予連合農協青果地方卸売市場	伊予市下吾川字馬塚1224番地2	伊予連合農協青果地方卸売市場	青果部 花き部

○愛媛県告示第1805号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売の業務の許可をした。

平成17年10月4日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	卸 売 業 者		卸売の業務を行う地方卸売市場の名称	取扱品目の部類
		住所又は所在地	氏名又は名称		
青果第18号	平成17年10月1日	伊予市下吾川字馬塚1224番地2	株式会社伊予連合農協青果	伊予連合農協青果地方卸売市場	青果部
花き第6号	平成17年10月1日	伊予市下吾川字馬塚1224番地2	株式会社伊予連合農協青果	伊予連合農協青果地方卸売市場	花き部

○愛媛県告示第1806号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可した。

平成17年10月4日

愛媛県知事 加戸守行

許可年月日	開設者の氏名又は名称	廃止に係る地方卸売市場		取扱品目の部類
		所在地	名称	
平成17年9月30日	伊予連合農協青果地方卸売市場	伊予市下吾川字馬塚1224番地2	伊予連合農協青果地方卸売市場	青果部 花き部

○愛媛県告示第1807号

愛媛県卸売市場条例（昭和47年愛媛県条例第25号）第8条の規定に基づき、卸売業者から次のとおり卸売の業務を廃止した旨の届出があった。

平成17年10月4日

愛媛県知事 加戸守行

廃止年月日	卸 売 業 者		卸売の業務を行っていた地方卸売市場の名称	廃止した取扱品目の部類
	住所又は所在地	氏名又は名称		
平成17年9月30日	伊予市下吾川字馬塚1224番地2	伊予連合農協青果地方卸売市場	伊予連合農協青果地方卸売市場	青果部 花き部

○愛媛県告示第1808号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年10月4日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

(1) 位置

宇和島市三浦東2192番1から同2511番2までの地先公有水面

(2) 区域

次の1点から54点までを順次直線で結んだ線及び54点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域並びに55点から58点までを順次直線で結んだ線及び58点と55点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（宇和島市三浦東2188番2の地先に設置された標識鉄）は、北緯33度10分25秒、東経132度30分46秒の地点

1点は、基点から真北86度52分26秒33.96メートルの地点

2点は、1点から真北47度46分32秒3.73メートルの地点

3点は、2点から真北13度53分18秒1.49メートルの地点

4点は、3点から真北93度13分18秒10.99メートルの地点

5点は、4点から真北95度32分15秒17.80メートルの地点

6点は、5点から真北95度32分32秒5.20メートルの地点

7点は、6点から真北124度04分05秒6.32メートルの地点

8点は、7点から真北94度36分03秒2.50メートルの地点

9点は、8点から真北27度47分11秒2.46メートルの地点

10点は、9点から真北95度04分12秒5.87メートルの地点

11点は、10点から真北98度00分35秒12.23メートルの地点

12点は、11点から真北113度20分05秒8.78メートルの地点

13点は、12点から真北122度41分15秒7.93メートルの地点

14点は、13点から真北130度34分47秒11.69メートルの地点

15点は、14点から真北132度55分22秒9.04メートルの地点

16点は、15点から真北138度19分15秒11.10メートルの地点

17点は、16点から真北142度56分22秒8.94メートルの地点

18点は、17点から真北134度57分17秒6.31メートルの地点

19点は、18点から真北225度28分38秒1.12メートルの地点

20点は、19点から真北137度30分55秒5.07メートルの地点

地点

21点は、20点から真北 137 度46分37秒9 .01メートルの

地点

22点は、21点から真北 232 度23分37秒3 .37メートルの

地点

23点は、22点から真北 140 度07分46秒9 .88メートルの

地点

24点は、23点から真北66度24分01秒4 .35メートルの

地点

25点は、24点から真北 137 度39分44秒 21 .29メートルの

地点

26点は、25点から真北 141 度19分19秒 14 .29メートルの

地点

27点は、26点から真北 152 度42分04秒6 .72メートルの

地点

28点は、27点から真北 148 度28分07秒9 .99メートルの

地点

29点は、28点から真北 237 度13分14秒1 .45メートルの

地点

30点は、29点から真北 146 度37分44秒 13 .13メートルの

地点

31点は、30点から真北 145 度56分38秒 15 .15メートルの

地点

32点は、31点から真北 141 度54分04秒3 .92メートルの

地点

33点は、32点から真北 225 度26分14秒4 .61メートルの

地点

34点は、33点から真北 324 度13分33秒4 .11メートルの

地点

35点は、34点から真北 326 度52分23秒9 .85メートルの

地点

36点は、35点から真北 330 度07分10秒8 .24メートルの

地点

37点は、36点から真北 329 度41分33秒 11 .26メートルの

地点

38点は、37点から真北 326 度44分17秒8 .94メートルの

地点

39点は、38点から真北 323 度39分48秒 11 .41メートルの

地点

40点は、39点から真北 321 度00分39秒9 .09メートルの

地点

41点は、40点から真北 320 度00分20秒 21 .36メートルの

地点

42点は、41点から真北 319 度53分25秒 10 .78メートルの

地点

43点は、42点から真北 319 度20分45秒9 .02メートルの

地点

44点は、43点から真北 318 度16分48秒 20 .43メートルの

地点

45点は、44点から真北 318 度05分16秒 11 .08メートルの

地点

46点は、45点から真北 316 度43分45秒8 .38メートルの

地点

47点は、46点から真北 309 度07分24秒9 .81メートルの

地点

48点は、47点から真北 298 度48分40秒8 .28メートルの

地点

49点は、48点から真北 292 度00分27秒 10 .12メートルの

地点

50点は、49点から真北 281 度51分35秒8 .98メートルの

地点

51点は、50点から真北 277 度16分22秒7 .22メートルの

地点

52点は、51点から真北 275 度34分22秒 12 .34メートルの

地点

53点は、52点から真北 274 度14分08秒 17 .78メートルの

地点

54点は、53点から真北 277 度06分36秒8 .02メートルの

地点

55点は、基点から真北 122 度13分12秒254 .66メートルの

地点

56点は、55点から真北 136 度16分02秒8 .17メートルの

地点

57点は、56点から真北 229 度32分14秒5 .76メートルの

地点

58点は、57点から真北 319 度15分17秒8 .42メートルの

地点

(3) 面積

1,164.86平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和57年7月21日 愛媛県指令河第345号

4 しゅん功認可年月日

平成17年10月4日

○愛媛県告示第1809号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、東温市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成17年10月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 作業種類 公共測量（地図混乱地域における基準点設置作業）
- 2 作業期間 平成17年2月7日から
平成17年8月4日まで
- 3 作業地域 松山市道後鷺谷町、道後湯月町及び道後湯之町の地域

○愛媛県告示第1810号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年10月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	494号	東温市河之内字三本松乙1586番1から 同字乙1620番189まで	旧	メートル 5.5~24.4	キロメートル 0.415	
			新	7.0~11.5 21.0~60.0	0.125 0.327	

○愛媛県告示第1811号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年10月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町東川7番1地先から 同町東川32番地先まで	旧	メートル 3.8~5.7	キロメートル 0.087	
			新	3.8~5.7 10.9~41.2	0.087 0.098	
"	"	上浮穴郡久万高原町東川32番から 同町東川27番地先まで	旧	4.0~22.0	0.046	
			新	10.5~22.0	0.046	

○愛媛県告示第1812号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年10月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町東川2854番2地先から 同町東川3223番2まで	旧	メートル 3.5~11.0 13.0~48.0	キロメートル 0.463 0.449	
			新	13.0~48.0	0.449	

○愛媛県告示第1813号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年10月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町東川2854番2地先から 同町東川3223番2まで	平成17年10月4日

○愛媛県告示第1814号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年10月4日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
一般国道	494号	上浮穴郡久万高原町東川68番から 同町東川43番まで	旧	メートル 4.0~29.5	キロメートル 0.049	
			新	10.5~29.5	0.049	
"	"	上浮穴郡久万高原町東川43番から 同町東川1513番1まで	旧	3.7~7.9	0.185	
			新	3.7~7.9 10.9~73.3	0.185 0.110	
"	"	上浮穴郡久万高原町東川1513番1から 同町東川1504番まで	旧	3.7~4.3	0.101	
			新	3.7~4.3 9.5~23.7	0.101 0.090	
"	"	上浮穴郡久万高原町東川1504番から 同町東川1502番1まで	旧	4.3~14.8	0.106	
			新	4.3~14.8 15.2~42.9	0.106 0.080	
"	"	上浮穴郡久万高原町東川1502番1から 同町東川1501番2まで	旧	7.5~8.8	0.040	
			新	8.8~17.0	0.040	

○愛媛県告示第1815号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成17年10月4日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
17松局建（開）第37号 平成17年9月21日	東温市志津川字木原1558番1	松山市持田町四丁目6番19号 株式会社ひだか 代表取締役 日高正人

○愛媛県告示第1816号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の施行について、次のとおり公告する。

平成17年10月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 都市計画事業の種類及び名称
今治広域都市計画道路事業
3・5・35丸田辻堂線
3・5・27今治日高線
7・6・3榎橋日高線
- 施行者の名称
愛媛県
- 事務所の所在地
松山市一番町四丁目4番地2
- 事業地の所在
(1) 収用の部分
今治市常盤町八丁目並びに鯉池町一丁目、鯉池町二丁

目及び鯉池町三丁目並びに片山三丁目及び片山四丁目地内

- (2) 使用の部分
なし

○愛媛県告示第1817号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成17年10月4日

愛媛県知事 加戸守行

- 道路の位置
四国中央市中之庄町字宮ノ上 841 番 3
- 申請人の住所氏名
四国中央市土居町北野81番地 4
有限会社 加地不動産 代表取締役 加地 義和
- 図面省略

公 告

○公 告

技能検定の合格者について

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき平成17年6月13日から平成17年9月11日までの間に実施した技能検定

の合格者は、次のとおりである。

平成17年10月4日

愛媛県知事 加戸守行

造園（造園工事作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 3	A甲 6	A甲 7	A甲 8	A甲 12	A甲 14	A甲 15	A甲 21
A甲 22	C 2	C 3	C 6	C 8	C 9		

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 3	A甲 4	A甲 6	A甲 8	A甲 10	A甲 12	A甲 15	A甲 17
B 2	B 3	C 1	C 2	C 3			

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

1級

受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2

2級

受検番号
B 1

金属熱処理（一般熱処理作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3

2級

受検番号
C 1

機械加工（普通旋盤作業）

1級

受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 3

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 6	B 3	B 4

機械加工（円筒研削盤作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	C 1

機械加工（数値制御旋盤作業）

2 級

受 検 番 号
C 4

機械加工（数値制御フライス盤作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2

機械加工（マシニングセンタ作業）

1 級

受 検 番 号
A甲 2

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 2	A甲 5	B 1	C 1	C 2

金属プレス加工（金属プレス作業）

2 級

受 検 番 号
A甲 1

鉄工（製缶作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	B 3

2 級

受 検 番 号
C 1

鉄工（構造物鉄工作業）

1 級

受検番号
A甲 3

建築板金（内外装板金作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 3	A甲 4	A甲 6	A甲 7	C 1

2級

受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 5

建築板金（ダクト板金作業）

1級

受検番号	受検番号
C 1	C 2

工場板金（曲げ板金作業）

1級

受検番号
A甲 2

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
B 1	B 2	B 3	B 6	B 7	C 1	C 2	C 3

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 7	A甲 8	A甲 9	B 1	B 3	B 6	B 8

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 5	A甲 9	A甲 10	B 4	C 1

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 4	A甲 7	B 10

電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	C 1

産業車両整備(産業車両整備作業)

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 5	A甲 15	B 6	B 7	C 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号
B 1	B 3

建設機械整備(建設機械整備作業)

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 3	A甲 4	A甲 5	C 1

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 9	A甲 10	C 1	C 2

木型製作(模型製作作業)

1級

受 検 番 号
A甲 1

家具製作(家具手加工作業)

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 2	C 1

建具製作(木製建具手加工作業)

1級

受検番号

C 1

プラスチック成形（インフレーション成形作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 2	A甲 3	C 3	C 4	C 5	C 7

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
C 1	C 2	C 3	C 4

石材施工（石張り作業）

1級

受検番号

A甲 1

2級

受検番号

A甲 4

とび（とび作業）

1級

受検番号	受検番号
A甲 3	A甲 4

2級

受検番号

B 1

左官（左官作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1 A甲 14	A甲 4	A甲 5	A甲 6	A甲 8	A甲 9	A甲 12	A甲 13

2級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 4	C 1	C 2

ブロック建築（コンクリートブロック工事業）

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 3	A甲 4	A甲 5

畳製作（畳製作作業）

1級

受 検 番 号
A甲 1

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	B 1	C 1	C 2	C 3
C 4	C 5	C 6	C 7	C 8	C 10	C 11	

2級

受 検 番 号
A甲 1

防水施工（アクリルゴム系塗膜防水工事業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	C 1

2級

受 検 番 号
A甲 1

防水施工（シーリング防水工事業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 4	A甲 5	A甲 6	A甲 7	A甲 8	A甲 9
B 1	C 2	C 3	D 1				

防水施工（FRP防水工事業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	C 1	C 2	C 3	C 4	C 5
C 6	C 7	C 9					

内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業）

2級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 2	A甲 3	B 1

内装仕上げ施工（カーペット系床仕上げ工事作業）

1級

受 検 番 号
C 1

内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 3 C 1	A甲 4	A甲 5	A甲 6	A甲 7	B 1	B 2	B 3

内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 1	A甲 2	A甲 4	A甲 5	A甲 10	C 1

熱絶縁施工（保温保冷工事作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 2	A甲 4	A甲 5	A甲 7	A甲 8	A甲 9	C 1

2級

受 検 番 号
C 1

サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号
A甲 6	C 1

2級

受 検 番 号
C 1

表装（表具作業）

1級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	B 1	B 2

表装（壁装作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 4	A 甲 5	B 2

2 級

受 検 番 号
A 甲 1

塗装（建築塗装作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1 A 甲 24 C 4	A 甲 2 A 甲 29 C 5	A 甲 8 A 甲 30	A 甲 10 A 甲 31	A 甲 11 B 3	A 甲 15 C 1	A 甲 16 C 2	A 甲 21 C 3

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 3 C 6	A 甲 6 C 8	B 1 C 9	B 4 C 10	C 1	C 3	C 4	C 5

塗装（金属塗装作業）

1 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	B 1

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 4	C 1	C 3

写真（肖像写真作業）

2 級

受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号	受 検 番 号
A 甲 1	A 甲 2	A 甲 3	A 甲 4

商品装飾展示（商品装飾展示作業）

2 級

受検番号	受検番号
A甲 1	C 1

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

1級

受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2	A甲 3	A甲 4	A甲 5	A甲 6	A甲 7	A甲 9
A甲 10	B 1	C 1					

2級

受検番号	受検番号
A甲 1	A甲 2

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成17年10月4日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,214,711
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24,295
- (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 269,119

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
松山市	413,475	135,580
今治市・越智郡	153,714	51,238
宇和島市	49,202	16,401
八幡浜市・西宇和郡	45,849	15,283
新居浜市	103,402	34,468
西条市	94,160	31,387
大洲市	30,830	10,277
伊予市	33,224	11,075
四国中央市	77,239	25,747
西予市	38,757	12,919
東温市	27,813	9,271

上浮穴郡	13,072	4,358
伊予郡	43,885	14,629
喜多郡	24,962	8,321
北宇和郡	41,820	13,940
南宇和郡	23,307	7,769